

鳥取県内の地域包括支援センター 一覧

保険者	地域包括支援センターの名称	所在地	電話
鳥取市	1 鳥取中央地域包括支援センター	鳥取市幸町71	0857-20-3457
	2 鳥取南地域包括支援センター	鳥取市用瀬町別府96-2	0858-76-2351
	3 鳥取こやま地域包括支援センター	鳥取市湖山町西1-512	0857-32-2727
	4 鳥取西地域包括支援センター	鳥取市気高町浜村50-22	0857-82-6571
	5 鳥取東健康福祉センター 包括支援係	鳥取市国府町宮下1221	0857-25-5021
米子市	1 米子市ふれあいの里地域包括支援センター	米子市錦町一丁目139-3	0859-23-5798
	2 米子市義方・湊山地域包括支援センター	米子市茶町25	0859-23-6790
	3 米子市住吉・加茂地域包括支援センター	米子市両三柳4543-30	0859-48-1365
	4 米子市尚徳地域包括支援センター	米子市石井1238	0859-26-6588
	5 米子市弓浜地域包括支援センター	米子市大崎1511-1	0859-48-2330
	6 米子市箕蚊屋地域包括支援センター	米子市一部440	0859-27-6500
	7 米子市淀江地域包括支援センター	米子市淀江町淀江1075	0859-56-1118
倉吉市	1 うつぶき地域包括支援センター	倉吉市上井300	0858-26-6378
	2 マグノリア地域包括支援センター	倉吉市上井町1-2-1	0858-26-3922
	3 倉吉中央地域包括支援センター（上灘・成徳）	倉吉市宮川町129	0858-22-6102
	4 明倫・小鴨地域包括支援センター	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-23-7106
	5 かもがわ地域包括支援センター	倉吉市関金町関金宿1115-2	0858-45-3888
境港市	1 境港市地域包括支援センター	境港市上道町3000	0859-47-1131
岩美町	1 岩美町地域包括支援センター	岩美郡岩美町浦富1029-2	0857-72-8420
若桜町	1 若桜町包括支援センター	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2209
智頭町	1 智頭町地域包括支援センター	八頭郡智頭町智頭1875	0858-75-6007
八頭町	1 八頭町地域包括支援センター	八頭郡八頭町宮谷254-1	0858-72-3574
三朝町	1 三朝町地域包括支援センター	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3519
湯梨浜町	1 湯梨浜町地域包括支援センター	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5378
琴浦町	1 琴浦町地域包括支援センター	東伯郡琴浦町徳万591-2	0858-52-1525
北栄町	1 北栄町地域包括支援センター	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5850
大山町	1 大山町地域包括支援センター	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-5207
日南町	1 日南町地域包括支援センター	日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374
日野町	1 日野町地域包括支援センター	日野郡日野町根南101	0859-72-0339
江府町	1 江府町地域包括支援センター	日野郡江府町江尾2088-3	0859-75-6111
南部箕蚊屋広域連合	1 日吉津地域包括支援センター	西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5952
	2 南部地域包括支援センター	西伯郡南部町倭482	0859-66-5524
	3 伯耆地域包括支援センター	西伯郡伯耆町吉長37-3	0859-68-4632

※令和2年3月現在の一覧であり、今後、変更となる場合があります。最新の状況は下記ホームページで随時更新しています。

➡ <https://www.pref.tottori.lg.jp/33687.htm>

問合せ先

鳥取県令和新时代創造本部女性活躍推進課

電話 0857-26-7792

電子メール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>



仕事と介護の両立に向けた 初動対応 チェックツール

事業主・労務担当編



令和2年3月

作成：じよせい 女星活躍とっとり会議・鳥取県

監修：和氣美枝氏

一般社団法人介護離職防止対策促進機構代表理事
株式会社ワーク&ケアバランス研究所代表取締役

じよせい 女星活躍とっとり会議は経済団体、労働団体、行政など官民でつくる女性活躍の推進主体です。

仕事と介護の両立に向けた 初動対応チェックツール

事業主・ 労務担当編

高齢化が進捗し、介護が必要となる方が今後さらに増加することが見込まれる中、企業において中核を担う人材が介護による離職を選択せざるを得ない状況は防がなければなりません。

大切な従業員が、仕事と介護を両立できる職場環境を形成するため、今から介護への備えに取り組みましょう。

01 経営トップの決意表明・発信

まずは経営トップが従業員の仕事と介護の両立を応援するという決意を表明しましょう。トップが多様な働き方を理解し、両立を力強く応援することの決意を表明・発信することで、必要な時に休暇や両立支援制度を利用しやすい風通しの良い職場風土の形成につながります。

- イクボス・ファミボス宣言を行うなど、仕事と介護の両立支援に対するトップの方針を明文化している

※イクボス・ファミボスとは、子育てはもちろん介護と仕事を両立出来る職場環境づくりを担い、部下の家庭と仕事の両立を応援するワーク・ライフ・バランスの実践リーダーのこと。

02 従業員の状況把握

従業員による介護の有無、介護休業などの自社の両立支援制度や公的な介護保険制度などの理解度に関する現状をアンケートなどを通じて把握しましょう。

- 介護に直面している従業員を把握している
- 従業員は仕事と介護を両立するための支援制度が自社にあることを知っている

03 両立のための周知・情報提供

従業員が介護に直面したときに慌てることのないよう社内研修の実施やリーフレットの配布などを通じて、仕事と介護の両立に関する心構えや基本的な情報を提供し、従業員自身が介護についての事前準備を行えるよう支援しましょう。

- 仕事と介護の両立を応援するという自社の方針を伝えている
- 自社の仕事と介護の両立支援制度を周知している
- 仕事と介護の両立支援に関する相談・情報提供窓口があり、そのことを周知している
- 介護保険制度や地域包括支援センターの存在など介護に関する基本情報を知らせる取組をしている

鳥取県では、介護支援に踏み出す県内企業を後押しするため、仕事と介護の両立に向けた初動対応として、企業と従業員がそれぞれ理解し備えておくべき事項を確認できるチェックツールを作成しました。

04 両立のための相談対応

従業員が介護に直面した際、職場の上司や相談・情報提供窓口の担当者は最初に相談を受けることが想定されます。自社の両立支援制度の利用支援のほか、公的な介護保険制度の内容や活用方法についての相談窓口の情報を提供することが求められますので、管理職研修や相談・情報提供窓口の担当者向け研修を行うなど、適切な相談対応ができる体制づくりを進めましょう。

- 介護に直面したらすぐに相談・情報提供窓口や上司に報告する仕組みがある
- 仕事と介護の両立を積極的に支援し、相談にも対応するという姿勢を示している
- 仕事と介護の両立に関する相談を受けた場合の対応等、相談・情報提供窓口担当者や管理職に必要な研修を行っている
- 従業員が仕事と介護の両立に対してどのような課題を抱え、どのような働き方を望んでいるかを把握している
- 両立支援制度の内容と利用する場合の具体的な申請方法や申請のタイミングを説明している
- 公的な介護サービスを受けるための必要な諸手続きを行っているか確認している

05 両立のための制度導入と 利用しやすい職場風土の形成

介護は子育てと違い、いつまで続くのかわからず、また子育てとの両立以上にニーズは多岐に渡ります。出退勤時刻の調整や勤務時間の短縮など、各従業員の状況に応じた柔軟な働き方を選択できる制度の導入を検討するとともに、日ごろの働き方を見直し、残業が少なく、有給休暇や各種制度が利用しやすい職場づくりを進めましょう。

- 両立支援制度を導入している
- 職場に介護の話ができる環境がある
- 制度を利用しやすい職場風土づくりを図っている
- 従業員の声を聴き、必要に応じて両立支援制度の拡充を検討している

「従業員編」もあります。

より詳しい「解説」はコチラ ➡

とりネット 仕事と介護の両立 🔍

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1139960.htm#itemid1139960>



※本ツールは、次の資料を参考に作成

- ・企業における仕事と介護の両立支援実践マニュアル（厚生労働省）
- ・仕事と介護 両立のポイント あなたが介護離職しないために 概要版（厚生労働省）
- ・仕事と介護の両立支援の一層の充実に向けて 企業におけるトモケアのスヌメ（一般社団法人日本経済団体連合会）